

### 農地法第18条に係る事務処理の流れ

事務処理日程		農業委員会		大阪府知事
		18条第6項の通知の場合	18条第1項の許可の場合	
当 月	20日頃～	通知書受付 ↓	申請書受付 ↓	
	月末まで	通知書の受付終了（現地確認を行う） ↓	申請書の受付終了（現地確認を行う） ↓	
翌 月	定例会当日 （毎月10日前後）	定例会にて審議を行い、受理・不受理の決定をする ↓	定例会にて審議を行い、意見の決定をする ↓	
	15日頃まで	申請者に受理・不受理の通知をする	申請書・意見書を大阪府へ送付する	
	16日頃～			送付された申請書・意見書を受付し、許可・不許可の決定を行う ↓
				許可・不許可の決定を行い、農業委員会を經由して通知する
			申請者に許可・不許可の通知をする	